

愛知県新型コロナウイルス感染症

緊急事態

宣言

愛知県新型コロナウイルス感染症

緊急事態措置

対象区域：愛知県全域

実施期間：5月12日から5月31日まで・20日間

延長期間：6月 1日から6月20日まで・20日間

「愛知県緊急事態措置」の対策

県民	①不要不急の行動の自粛	特に20時以降の外出自粛
	②県をまたぐ不要不急の移動自粛	特に緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域
	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④基本的な感染防止対策の徹底	4人まででマスク会食
事業者	⑤飲食店等に対する休業要請又は営業時間短縮等の要請	休業要請:酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店 時短要請:上記以外の飲食店に20時まで
	⑥飲食店等以外の休業・営業時間短縮等の働きかけ ★イベント:50%+5000人以下・21時まで	1,000㎡超:平日20時まで、土日は休業(百貨店等) 1,000㎡以下:全日20時までの営業
	⑦業種別ガイドラインの遵守等	高齢者施設での対策徹底
	⑧テレワークの徹底等	出勤者数7割削減目標
	⑨職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知
	⑩屋外照明の夜間消灯	防犯対策に必要なもの等を除き消灯
	その他	⑪イベントの開催制限等
⑫行事等での対策		不要不急の旅行は自粛
⑬学校等での対応		感染対策を徹底し教育活動継続
県	○ワクチン接種体制の整備加速	○飲食店等に対する見回り、働きかけ 等

I. 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 日中も含め不要不急の外出自粛を徹底
- 特に20時以降の外出を自粛
- 感染対策が徹底されていない飲食店や、休業要請又は営業時間の短縮の要請に応じない飲食店の利用自粛
- 路上・公園等における集団での飲酒などは自粛

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 不要不急の移動自粛
- 特に緊急事態措置・まん延防止等重点措置の区域

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 高齢者・基礎疾患のある方に配慮
- リスクの高い施設を利用しない

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染しない・させない
- 4人まででマスク会食
- 三密避け外出は短時間



Ⅱ. 事業者の皆様へのおお願い

⑤-1 飲食店等に対する休業要請・営業時間短縮等の要請

地 域	愛知県全域		
現行期間	5月12日（水）～5月31日（月）		
延長期間	6月 1日（火）～6月20日（日）		
対象施設 要請内容	【飲食店】 飲食店、喫茶店 （宅配・テイクアウトサービスは除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等 （食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている店舗） 【カラオケ】 カラオケ店 （食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗）	酒類提供又はカラオケ設備を提供する場合	休業要請
		酒類提供又はカラオケ設備を提供しない場合	時短要請 （5時～20時）

インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理や酒類提供・カラオケ設備使用は自粛を要請。

⑤-2 休業要請・時短要請に係る協力金

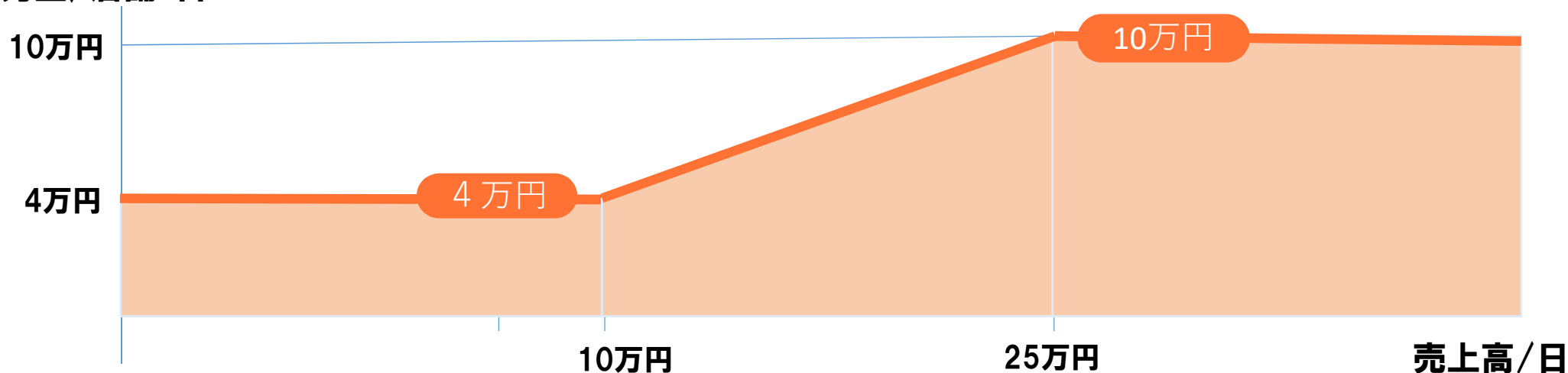
	休業要請・営業時間短縮要請	カラオケ設備利用自粛要請
期 間	6月1日（火）～6月20日（日）【20日間】	
対 象 者	飲食店等 【休業】酒類・カラオケ設備を提供する施設 【時短】酒類・カラオケ設備の提供を取り止める施設 ※時短は5時～20時	・カラオケ設備の提供を取り止め、従前どおり昼間のみ営業する飲食店等 ・カラオケ店
協 力 金	○中小企業 売上高に応じて 4万円～10万円 ○大企業 売上高減少額の 4割（最大20万円）	○飲食店等 1万円/日 （県独自） ○カラオケ店 2万円/日 （国の規定）
主 な 支 給 要 件	・業種別ガイドラインを遵守 ・安全・安心宣言施設に登録、PRステッカーとポスターを掲示 ・カラオケ設備の提供の取り止め ・酒類の提供の取り止め（酒類の持込みを含む）	

⑤-3 休業要請・時短要請に係る協力金

[中小企業] 1店舗・1日あたり(売上高は前年度または前々年度の売上高を用いる)

売上高/日 およその年売上高	～10万円 ～4,000万円	10万円～25万円 4,000万円～1億円	25万円～ 1億円～
協力金の額 (店舗・日)	4 万円	4万円～10万円 (1日あたり売上高の40%)	10 万円

協力金/店舗・日



[大企業] 1店舗・1日あたり (売上高減少額は、今年度と前年度または前々年度の売上高と比較)

売上高減少額の4割 (最大20万円)

※中小企業においてもこの方式を選択可

⑥-1 飲食店等以外の施設に休業・営業時間の短縮等の 要請及び働きかけ

現行期間
延長期間

5月12日(水)～5月31日(月)・20日間
6月 1日(火)～6月20日(日)・20日間

主な対象施設

主な要請内容

劇場、観覧場、映画館、演芸場 等

集会場、公会堂 等

展示場、貸会議室、文化会館 等

ホテル又は旅館
(集会の用に供する部分)

- ・人数上限5000人かつ収容率50%
- ・21時までの営業時間短縮要請
- ※イベント開催以外の場合は、
1000㎡超：20時までの営業時間短縮要請
1000㎡以下：20時までの営業時間短縮働きかけ
- ※映画館については、
1000㎡超：21時までの営業時間短縮要請
1000㎡以下：21時までの営業時間短縮働きかけ

体育館、スケート場、水泳場、
スポーツクラブ*、ヨガスタジオ* 等

博物館、美術館、科学館 等

- ・人数上限5000人かつ収容率50%
- ・1000㎡超：20時までの営業時間短縮要請
- ・1000㎡以下：20時までの営業時間短縮働きかけ
- ※イベント開催の場合は21時まで
*6/1(火)から変更

個室ビデオ店、射的場 等

スーパー銭湯、ネイルサロン等

- ・1000㎡超：20時までの営業時間短縮要請
6/20(日)までの土日は休業要請
- ・1000㎡以下：20時までの営業時間短縮働きかけ

大規模小売店、ショッピングセンター等

スーパー、コンビニ 等

- ・1000㎡超：20時までの営業時間短縮要請
6/20(日)までの土日は休業要請
- ・1000㎡以下：20時までの営業時間短縮働きかけ
- ・感染防止対策の徹底

⑥-2 大規模施設等に対する協力金

期 間	6月1日（火）～6月20日（日）【20日間】	
協 力 金	大規模施設	テナント・出店者
主 な 支 給 要 件	<p>特措法第24条第9項に基づく 休業要請・営業時間短縮要請 を行った1,000㎡超の施設を運 営する事業者 例)百貨店等大規模小売店、映画館等</p>	<p>左記施設の一部を賃借すること により、当該施設に来場した一 般消費者を対象に飲食業以外 の事業を営む事業者等</p>
1日あたりの 支 給 額	<p>自己利用部分面積1,000㎡毎に 20万円/日 (営業時間短縮の場合は「短縮した時間」 /本来の営業時間」を乗じた額) ※国の規定によるテナント数等に応じた追加支給あり</p>	<p>店舗等面積100㎡毎に 2万円/日に (営業時間短縮の場合は「短縮した時間」 /本来の営業時間」を乗じた額)</p>

※映画館運営事業者等は国が定めた規定による

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- 業種別ガイドラインの遵守、徹底
- 高齢者を守る8つのポイントを徹底

⑧ テレワークの徹底等

- 出勤者数7割削減目指す休暇取得の促進、
テレワーク徹底等
- 20時以降の勤務抑制

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 休憩室等の「居場所の切替わり」に注意

⑩ 屋外照明の夜間消灯

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

事業者における開催制限

内容

人数上限**50% + 5,000人以下**

その他

○開催時間：**21時まで**

○イベント前後の**飲食自粛**周知

○参加者は**人との距離確保**等対策徹底

⑫ 行事等での対策

○**多人数が集まる行事は感染防止対策を徹底**

○**不要不急の旅行の自粛**

⑬ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止を徹底し教育活動継続
- 寮生活・部活動など集団行動での対策徹底
- 家庭でも規則正しい生活習慣、
速やかに帰宅、生徒のみでの会食自粛
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、中止又は延期

IV. 県の取組

- ワクチン接種体制の整備加速
- 飲食店等に対する見回り、働きかけの徹底
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、第三者認証制度の整備・普及